

# 出水市原子力災害避難計画

平成25年12月  
(平成26年1月一部改正)

# 目 次

第1章 計画の基本的事項	
第1節 本計画の位置付け	1
第2節 本計画の性格	1
第2章 避難に当たっての基本的な考え方	
第1節 避難対象区域の範囲	2
第2節 避難等の対応方針	4
第3章 避難等に関する情報伝達	
第1節 伝達手段	9
第2節 伝達経路	10
第3節 伝達内容	11
第4章 避難誘導及び住民の輸送	
第1節 地域ごとの避難所、バス等避難時の集合場所、避難経路	14
第2節 輸送計画	28
第3節 避難の誘導・避難状況の確認	28
第5章 災害時要援護者等への対応	
第1節 施設入所者への対応	30
第2節 在宅災害時要援護者への対応	30
第3節 外国人に対する避難支援	30
第4節 一時滞在者に対する避難支援	30
第5節 学校等施設における対応	30
第6章 避難所等における医療体制	
第1節 緊急被ばく医療	31
第2節 避難者の健康管理	31
資料	
原子力災害対策指針抜粋	32

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 本計画の位置付け

本計画は、本市の原子力災害対策の基本となる「出水市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）に基づき、川内原子力発電所で市民等に影響を及ぼす事故が発生した場合の住民等の避難等の実施について、必要な事項を定める。

なお、本計画は、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」等の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 第2節 本計画の性格

地域防災計画では、原子力災害対策を「原子力災害事前対策」、「緊急事態応急対策」、「原子力災害中長期対策」の3段階で定めている。

本計画は、「原子力災害対策特別措置法」（以下（原災法）という。）第15条に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出された場合の緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を迅速かつ円滑に実行するため、川内原子力発電所における事故等の連絡を受けた直後から住民等の避難完了までの対応について定めるものとする。

## 第2章 避難に当たっての基本的な考え方

### 第1節 避難対象区域の範囲

避難対象区域については、地域防災計画において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）」の範囲として定めている川内原子力発電所から概ね30kmの範囲である緊急時防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）とする。

#### 【UPZ外の防護措置】

※ UPZ外の住民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については、基本的にUPZ内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、国の指示等により実施する。

#### 【避難対象区域内の自治会等】

		U P Z
		地 区 (自 治 会)
出 水 市	出 水	定之段、君名川、宇都野々、小原上、小原下
	西 出 水	小木場、平岩、丸塚、栗毛野、江川野、清水、上中、下中、上屋、野添、政所、花立東、花立西、上大野原、下大野原、西大野原、東大野原、鶴見、上屋団地
	荘	荘上、荘下、荒崎
	高 尾 野	上の原、上り立、太鼓橋、千間山、松ヶ野、大久保、御岳、野平、浦、昭興、本町、大野原、東町、町、中里、麓、麓団地、萩の尾、大和、柴引、柴引団地、野添上、野添下、砂原、中屋敷、本城、内野々下、内野々上、石坂、表上、下高尾野上、下高尾野下、唐笠木、昭和、鶴里、松ノ元、上水流、ウッドタウン、星原、西水流
	江 内	旧番所、荒崎、冷筋、上冷筋、段、南方、木牟礼、木串、連尺野、小島、西下り松、東下り松、浦窪、上浦窪
	野 田	尾毛無、上特手、越地、川平、久木野、大久、大丸、受口、下特手、涼松、籠土山、青木原、野角、天神、大日、地藏、仮屋、加治屋町、別府、町、春町、西通、仲町、岩元、本町、八幡、上田多園、田多園、瀬戸、中郡、屋地、旭、上餅井、下餅井、女子高白梅寮

【原子力災害対策重点区域（UPZ）】



※ 鹿児島県作成「原子力防災のしおり」より

————— : 20 km圏内

- - - - - : 30 km圏内

## 第2節 避難等の対応方針

### 1 防護措置の準備及び実施

防護措置の準備及び実施については、地域防災計画「第1章第8節」や「原子力災害対策指針」に基づき、U P Z内の防護措置は、「屋内退避」を基本とし、放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえて、屋内退避や避難等を行うこととする。

#### (1) 放射性物質放出前の防護措置

原子力施設の状態等（設備や放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等）に基づき、設定された基準である緊急事態区分及び緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）における、3つの区分に応じて、防護措置を実施するものとする。

このほか、九州電力との「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書」第2条第2項に規定する「異常時における連絡」の際にも、必要な対応を実施するものとする。

#### 【EALの3つの区分】

##### ※ 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、「予防的防護措置を準備する区域」（以下「PAZ」という。）内において災害時要援護者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

##### ※ 施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

##### ※ 全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

#### (2) 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質が環境に放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果に基づき、防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル」（以下「OIL」という。）と照らし合わせ、防護措置を実施するものとする。

### 【OIL(運用上の介入レベル)】

環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等により判断する。

#### ※ OIL2

1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を一週間程度内に一時移転をさせるための基準。一時間当たり $20\mu\text{Sv}$ が基準値。

#### ※ OIL1

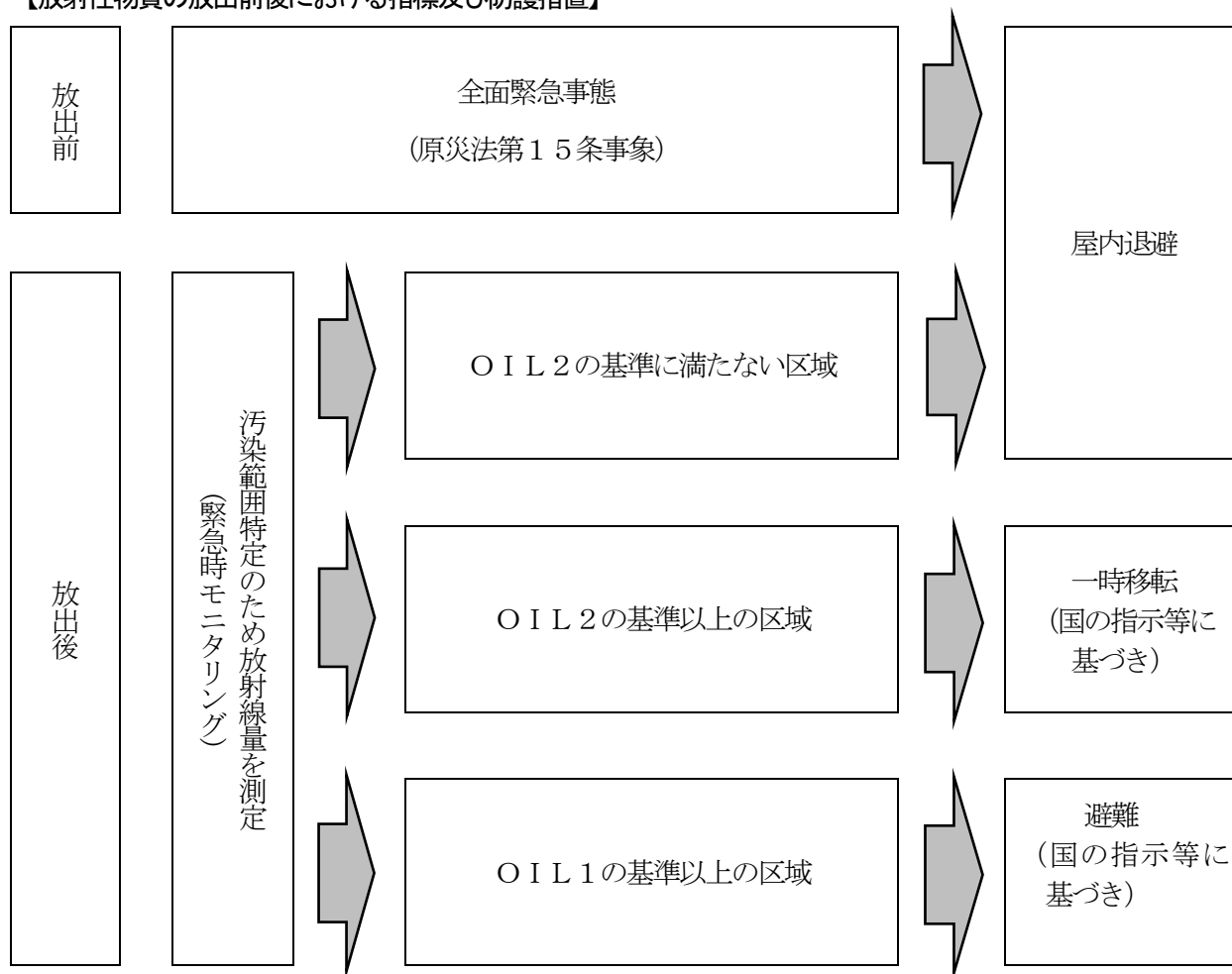
数時間内を目途に区域を特定し、避難等をさせるための基準、一時間当たり $500\mu\text{Sv}$ が基準値。

【EALやOIL等に応じた防護措置】

		区分	本市の対応	住民等の行動
放射性物質の放出前	EAL	異常時における連絡 (九州電力からの通報連絡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集、連絡体制の構築 (災害警戒本部の設置)</li> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の情報等に留意</li> </ul>
		警戒事態 (九州電力からの通報連絡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集、連絡体制の構築 (災害対策本部・現地災害対策本部の設置)</li> <li>平常時モニタリングの強化</li> <li>住民等への情報伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の情報等に留意</li> </ul>
		施設敷地緊急事態 (県・九州電力からの通報連絡、国県からの指示等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員参集</li> <li>情報収集、連絡体制の構築</li> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>今後の情報について住民等への注意喚起</li> <li>屋内退避準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の指示、情報等に留意</li> <li>屋内退避の準備</li> </ul>
		全面緊急事態 (県・九州電力からの通報連絡、国県からの指示等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国及び他自治体への応援要請</li> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>屋内退避の実施</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>今後の情報について住民等への注意喚起</li> <li>安定ヨウ素剤の服用準備</li> <li>避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避の実施</li> <li>今後の指示、情報等に留意</li> <li>避難、一時移転の準備</li> </ul>
放射性物質の放出後	OIL	OIL 2 の基準以上の区域 (一時間当たり $20 \mu\text{Sv}$ が基準値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>今後の情報について住民等への注意喚起</li> <li>一時移転、体表面除染の実施</li> <li>必要に応じて、安定ヨウ素剤の配布・服用指示等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の指示、情報等に留意</li> <li>一時移転の実施(国の指示等に基づき)</li> <li>必要に応じて、安定ヨウ素剤の服用</li> </ul>
		OIL 1 の基準以上の区域 (一時間当たり $500 \mu\text{Sv}$ が基準値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施</li> <li>住民等への情報伝達</li> <li>今後の情報について住民等への注意喚起</li> <li>避難、体表面除染の実施</li> <li>必要に応じて、安定ヨウ素剤の配布・服用指示等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の指示、情報等に留意</li> <li>一時移転の実施(国の指示等に基づき)</li> <li>必要に応じて、安定ヨウ素剤の服用</li> </ul>



【放射性物質の放出前後における指標及び防護措置】



○ 避難及び一時移転 (※原子力災害対策指針参照)

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に、採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

- ・ **避難** 空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急に実施するもの。
- ・ **一時移転** 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

避難場所等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認するとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、スクリーニングとその結果に応じて除染を行う必要がある。

○ 屋内退避 (※原子力災害対策指針参照)

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。

避難の指示等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線ガンマ線を遮へ

いすることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。

避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。

特に病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

**【空間放射線測定局（モニタリングポスト）】**

設置者等	設置箇所
鹿児島県測定局 67局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出水市 : 3局</li> <li>○ 薩摩川内市 : 38局</li> <li>○ いちき串木野市 : 8局</li> <li>○ 阿久根市 : 7局</li> <li>○ 日置市 : 4局</li> <li>○ さつま町 : 3局</li> <li>○ 鹿児島市 : 2局</li> <li>○ 始良市 : 1局</li> <li>○ 長島町 : 1局</li> </ul>
九州電力測定局 6局	○ 川内原子力発電所敷地内

**【空間放射線測定局（モニタリングポスト）の出水市設置箇所】**

局名	設置箇所	住所
定ノ段局	緑水公園	出水市武本5309の2番地
高尾野小局	高尾野小学校	出水市高尾野町柴引1559番地
武本局	出水運動公園	出水市武本4610番地

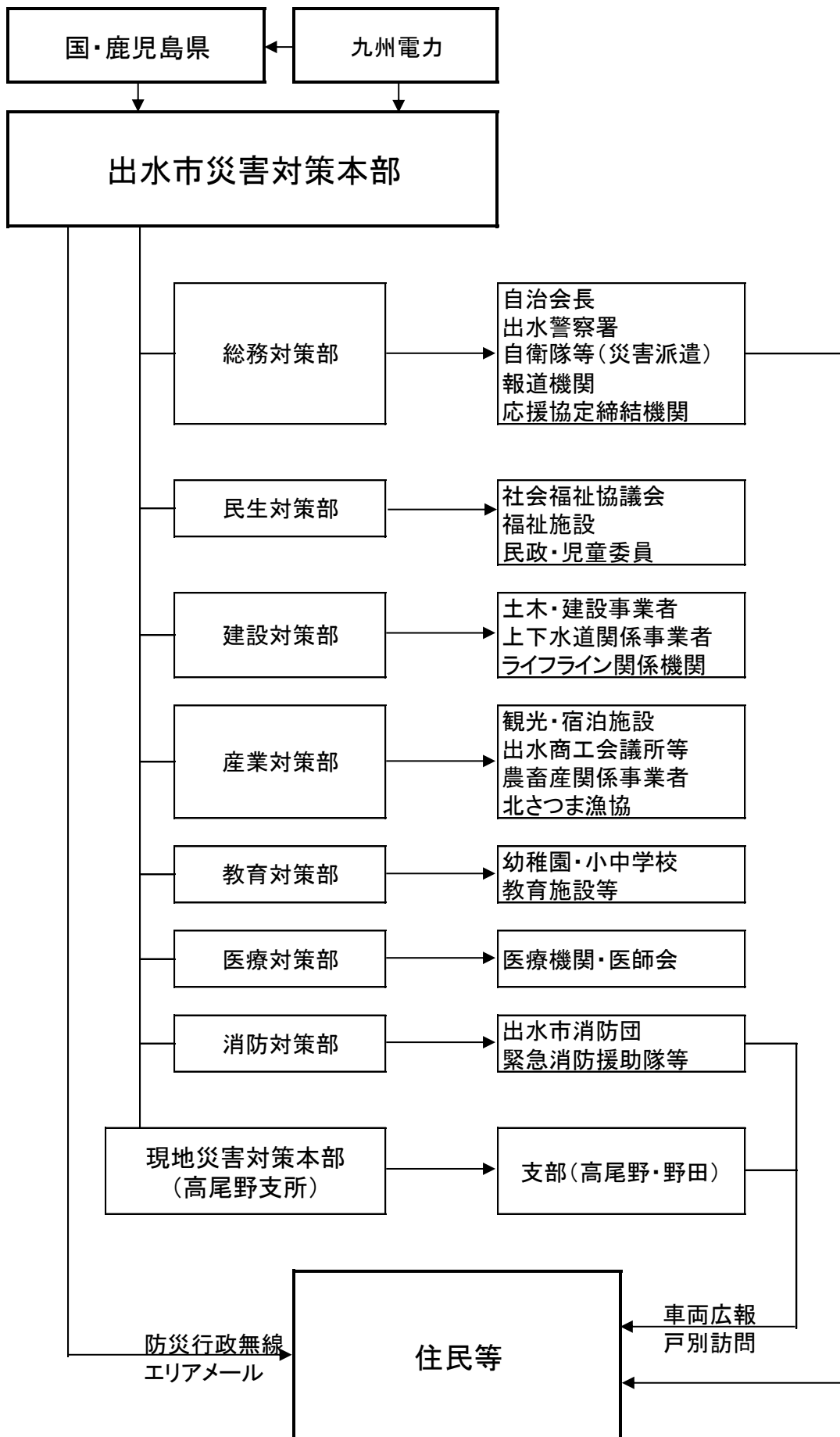
## 第3章 避難等に関する情報伝達

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺や混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に迅速かつ的確に、わかりやすく情報提供できるよう広報を行うものとする。

### 第1節 伝達手段

- 1 住民に対する避難指示等の伝達は、次により行うものとし、迅速に周知できるよう複数の伝達手段を確保するよう努める。
  - (1) 同報系防災行政無線による伝達
  - (2) 関係者による直接口頭及び放送による伝達
  - (3) 広報車、消防車両等による伝達
  - (4) 市防災災害情報メールマガジン、エリアメールによる伝達
  - (5) テレビ・ラジオ等の報道機関を通じての伝達
  - (6) 市ホームページへの掲載による伝達

## 第2節 伝達経路



### 第3節 伝達内容

警戒広報、屋内退避指示及び避難指示時の防災行政無線等による広報・伝達内容は、次のとおりとする。

なお、広報車両による巡回広報についても、この例文に準じて行うものとする。

#### 1 警戒広報（警戒事態発生時）例文

こちらは、防災出水市役所です。

本日午前（午後）〇時〇分、「九州電力川内原子力発電所」で事故が発生いたしました。

原子力災害に警戒するため、出水市では午前（午後）〇時〇分、災害警戒本部（災害対策本部・現地災害対策本部）を設置しました。

放射性物質は、今のところ外部に漏れていません。住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、テレビやラジオ等の情報に御注意ください。

出水市では、詳しい情報の収集に当たっていますので、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。

#### 2 警戒広報（施設敷地緊急事態）例文（※屋内退避準備時）

こちらは、防災出水市役所です。出水市災害対策本部から緊急のお知らせです。

本日（午後）〇時〇分、「九州電力川内原子力発電所」の事故により、異常事象が発生いたしました。

原子力災害に警戒するため、出水市では午前（午後）〇時〇分、災害対策本部、高尾野支所に現地災害対策本部）を設置しました。

まだ放射性物質は外部に漏れていませんが、住民の皆さんは、屋内退避の準備を行ってください。

また、テレビやラジオ等の情報に御注意ください。

出水市では、詳しい情報の収集に当たっていますので、詳しい情報が入り次第、お知らせいたします。

#### 3 屋内退避指示広報（全面緊急事態）例文（※屋内退避指示時）

こちらは、防災出水市役所です。出水市災害対策本部から緊急のお知らせです。

本日午前（午後）〇時〇分、「九州電力川内原子力発電所」の施設敷地外で放射性物質が検知されました。

市災害対策本部では、次の地域の皆様に、自宅などの屋内に避難していただくことに決定いたしました。

対象地域は、野田・高尾野地区の全自治会、下水流地区の〇〇、〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、江内地区の〇〇、〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、荘地区の〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、西出水地区の〇〇、〇〇、・・・自治会、出水地区の〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会です。

対象地域の皆様は、放射線を防ぐため今後の指示があるまで自宅などの屋内に入り、窓、ドアを閉めて換気を止めてください。

この地域内におられる皆様は、帰宅されるか、屋内に退避してください。また、この地域に滞在している旅

行者の皆さんは、対象地域外に退出されるか、帰宅されるようお願いいたします。

なお、対象地域外の皆様は、特別な防護措置の必要はありませんが、不要な外出は控えてくださるようお願いいたします。困ったことや問い合わせ等につきましては、出水市役所本庁、高尾野支所及び野田支所まで御連絡ください。

市災害対策本部では、引き続き情報の収集に当たっています。状況に変化がありましたら、直ちにお知らせいたします。

#### 4 避難指示時広報例文

こちらは、防災出水市役所です。出水市災害対策本部から緊急のお知らせです。

本日午前（午後）〇時〇分、「九州電力川内原子力発電所」の事故により、施設敷地外へ放射性物質が放出され、本市への影響が予測されます。

市災害対策本部では、次の地域の皆様に避難指示を発令します。

対象地域は、野田・高尾野地区の全自治会、下水流地区の〇〇、〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、江内地区の〇〇、〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、荘地区の〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会、西出水地区の〇〇、〇〇、・・・自治会、出水地区の〇〇、〇〇、・・・〇〇自治会です。

対象地域の皆様は、あわてず落ち着いて、火の元や戸締りに注意し、貴重品や着替え等は最小限にして、御近所の方々と御一緒に自家用車で指定された避難経路を通り、避難所に向かわれるようお願いいたします。

また、自家用車で避難できない方は、指定された集合場所にお集まりください。市が準備したバス等で指定された避難所まで搬送します。

避難対象地域に滞在している旅行者の皆様は、区域外に退出されるか、帰宅されるようお願いいたします。

なお、避難対象地域外の皆様は、今のところ避難の必要はありませんが、屋内退避の準備をし、無用な外出は控えてください。ご不明な点や問い合わせ等につきましては、出水市役所本庁、高尾野支所及び野田支所まで御連絡ください。

市災害対策本部では、引き続き情報の収集に当たっています。状況に変化がありましたら、直ちにお知らせいたします。



## 第4章 避難誘導及び住民の輸送

### 第1節 地域ごとの避難所、バス等避難時の集合場所、避難経路

避難所、バス等避難時の集合場所、避難経路は、次のとおり定めるものとする。

避難対象地域	避難先
<b>【出水地区】</b> 定之段・君名川・宇都野々・小原上・小原下	霧島市
<b>【西出水地区】</b> 小木場・平岩・丸塚・栗毛野・江川野・清水・上中・下中・上屋・鶴見・上屋団地・政所・野添・花立東・花立西・上大野原・東大野原・下大野原・西大野原	霧島市
<b>【荘地区】</b> 荘上・荘下・荒崎(出)	水俣市
<b>【高尾野地区】</b> 上り立・太鼓橋・千間山・大野原・御岳 野平・浦・昭興・本町・大久保・松ヶ野・上の原・東町・町・中里・麓・麓団地・萩の尾・大和・柴引・柴引団地・野添上・野添下・砂原 石坂・表上・昭和・鶴里・松ノ元・下高尾野上・下高尾野下・唐笠木 中屋敷・内野々上・本城・内野々下	霧島市 伊佐市 水俣市 出水市内30キロ圏外避難所
<b>【下水流地区】</b> 上水流・ウッドタウン・星原・西水流	水俣市
<b>【江内地区】</b> 旧番所・冷筋・上冷筋・荒崎(高)・南方・上浦窪・段・連尺野・木牟礼・木串・浦窪・小島・西下り松・東下り松	水俣市
<b>【野田地区】</b> 尾毛無・籠土山・青木原・野角・上特手・下特手・越地・川平・久木野・大久・大丸・涼松・受口・大日・天神・地藏・仮屋・加治屋町・別府・町・春町・西通・仲町・岩元・女子高白梅寮・本町(野)・八幡・瀬戸・田多園・上田多園 中郡・屋地・旭・上餅井・下餅井	出水市内30キロ圏外避難所 水俣市



【地域（自治会）ごとの避難所、バス等避難時の集合場所、避難経路一覧表】

《出水地域》

地域	番号	自治会名	世帯数	人口	避難場所				集合場所	避難経路					
					市名	施設名	施設住所	収容数	施設計		(自家用車、乗合による移動者を除く。)				
出水	1	定之段	5	7	霧島市 (牧園町)	中津川小学校	霧島市牧園町 上中津川1282	236	153	出水小学校	①県道369→国道447→ 国道268→県道55→県道 50→国道223 ②県道369→国道328→ 国道504→県道2→県道6 0→国道223				
	2	君名川	22	43											
	3	宇都野々	50	103											
	4	小原上	91	225											
	5	小原下	48	115								霧島自然ふれあいセン タープレイホール	霧島市牧園町 高千穂3617-2	224	115
計	5自治会	216	493												
西出水	1	小木場	3	3	霧島市 (牧園町)	三体小学校	霧島市牧園町 三体堂1573	220	138	江川野自治公民館	①県道369→国道447 →国道267→国道268 →県道55→県道50→ 国道223 ②県道369→国道328 →国道504→県道2→ 県道60→国道223				
	2	平岩	3	7											
	3	丸塚	8	16											
	4	栗毛野	51	112											
	5	江川野	129	308											
	6	清水	81	196											
	7	上中	129	278											
	8	下中	231	541											
	9	上屋	123	270											
	10	鶴見	40	96											
	11	上屋団地	49	70											
	12	政所	311	654											
	13	野添	164	356											
	14	花立東	161	357											
	15	花立西	180	411											
	16	上大野原	116	305	霧島市 (福山町)	福山高等学校体育館	霧島市福山町 福山5399-1	369	305	高齢者 ふれあいセンター	①県道373→国道447→ 国道268→県道55→国道504→ 国道223→国道10 ②県道373→国道328→国道504 →県道51→県道42→国道10				
	17	東大野原	163	365	霧島市 (国分)	若駒学園家族ふれあい館 " 講堂 " 体育館	霧島市国分上 之段2528	45 99 225	365						
	18	下大野原	194	505	霧島市 (隼人町)	隼人工業高等学校 体育館	霧島市隼人町 内山田1-6-20	526	505						
	19	西大野原	129	266	霧島市 (国分)	いきいき国分交流セン ター 国分ふれあいの郷	霧島市国分重 久19 霧島市国分中 央1-23-7	247 143	266						
計	19自治会	2,265	5,116												
荘	1	荘上	104	235	水俣市	市公民館分館	水俣市洗切町 1-1	235 (300)	235	荘運動場	①国道3 ②国道3→県道374→ 県道373→国道447→ 国道267→国道268→ 国道3				
	2	荘下	132	290								第一小学校体育館	水俣市陣内1- 1-2	290 (342)	290
	3	荒崎	40	81								市公民館	水俣市浜町2- 10-26	100	81
計	3自治会	276	606												
合計	27自治会	2,757	6,215												

人口：平成25年4月1日現在

# 《高尾野地域》

地域	番号	自治会名	世帯数	人口	避難場所				集会所	避難経路			
					市名	施設名	施設住所	収容数	施設計		(自家用車、集合による移動者を除く。)		
高尾野	1	上り立	160	376	霧島市(国分)	国分海浜公園	霧島市国分下井2512	341	376	たかおの交流館	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268→県道55→国道504→国道223		
	2	太鼓橋	149	332	霧島市(隼人町)	工業技術センター	霧島市隼人町小田1445-1	160			332	たかおの交流館	②県道374→県道369→国道328→国道504→国道223
						あいら農業協同組合本所	霧島市隼人町西光寺521-1	96					
						小野地区公民館	霧島市隼人町小田2468-3	77					
	3	千間山	254	624	霧島市(国分)	国分高等学校	霧島市国分中央2-8-1	627	624	たかおの交流館	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268→県道55		
	4	大野原	10	21	霧島市(国分)	清水公民館	霧島市国分清水2-24-19-8	81	21				
	5	御岳	71	181	霧島市(横川町)	横川農業交流センター	霧島市横川町上ノ3590-9	126	181	たかおの交流館	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268→県道55 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道223		
						横川上小脇活性化センター	霧島市横川町上ノ93-2	27					
						柴尾田活性化センター	霧島市横川町上ノ3755-5	23					
						山ヶ野ふれあい交流館	霧島市横川町上ノ776	27					
	6	野平	93	236	伊佐市	伊佐農林高等学校	伊佐市大口原田574	382	356	野平自治公民館	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②広域農道→国道328→国道504→国道267→国道268		
	7	浦	53	120		布計地区	伊佐市大口山野3195-1	150	115				
	8	昭興	56	115		多目的集会施設	伊佐市大口山野5156	130	119				
	9	本町	46	119		山野基幹集落センター	伊佐市大口牛尾298-1	250	202	高尾野老人福祉センター	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道267→国道268		
	10	大久保	82	202		牛尾小学校体育館	伊佐市大口下殿531	230	241				
	11	松ヶ野	98	241		伊佐市	羽月小学校体育館	伊佐市大口鳥巢361-2	45	300	高尾野老人福祉センター	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道267→国道268	
							大口生活改善センター	伊佐市大口鳥巢361-2	45				
	12	上の原	209	450		伊佐市	田中小学校体育館	伊佐市菱刈田中1011	300	450	高尾野老人福祉センター	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道267→国道268	
							新川地区集落センター	伊佐市菱刈前目3903-133	75				
							菱刈ひまわり館	伊佐市菱刈前目3650-34	75				
					羽月西小学校体育館		伊佐市大口田代277-2	150					
	13	東町	42	99	伊佐市	本城小学校体育館	伊佐市菱刈南浦3449	300	322	高尾野老人福祉センター	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道267→国道268		
	14	町	133	322		針持青少年センター	伊佐市大口針持4275-2	40	322				
	15	中里	119	287		伊佐市	山野中学校体育館	伊佐市大口小木原2032	330	287	高尾野中学校	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道267→国道447→国道268	
							南永小学校体育館	伊佐市菱刈南浦1002-5	180				
	16	麓	188	460		伊佐市	まごし館	伊佐市菱刈前目711-1	240	460	高尾野中学校	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道267→国道447→国道268	
							菱刈人権文化センター	伊佐市菱刈前目3133	90				
	17	麓団地	76	165		伊佐市	曾木小学校体育館	伊佐市大口曾木1753	200	165	高尾野中学校	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道267→国道447→国道268	
18	萩の尾	29	87	西太郎地区コミュニティセンター			伊佐市大口曾木3164-2	100	87				
19	大和	320	844	伊佐市			大口元気こころ館	伊佐市大口里3054-1	240	844	高尾野中学校	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道267→国道447→国道268	
							平出水小学校体育館	伊佐市大口平出水901	180				
					山野小学校体育館		伊佐市大口山野4334	200					
					大口東小学校体育館		伊佐市大口目丸1286-2	200					
20	柴引	278	656	伊佐市	十曾フレンドハウス		伊佐市大口小木原888	100	656	高尾野中学校	①県道374→県道369→国道447→国道267→国道268 ②県道374→県道369→国道328→国道504→国道267→国道447→国道268		
21	柴引団地	95	226		大口高等学校体育館		伊佐市大口里2670	713	656				
22	野添上	22	53		伊佐市		大口南中学校体育館	伊佐市大口下殿1678-10	300	279	高尾野小学校	①県道374→県道369→国道447 ②県道374→県道373→県道372→国道447	
23	野添下	86	221				羽月北小学校体育館	伊佐市大口白木1354-37	200	221			
						羽月西青少年センター	伊佐市大口田代277-10	50					
24	砂原	57	125			出水市	羽月地区公民館	伊佐市大口下殿556	150	125			高尾野小学校
25	中屋敷	3	7		NTTビル		出水市昭和町43-24	216	104				
26	内野々上	46	97		市民交流センター		出水市本町7-6	166	142				
27	本城	63	142		切通小学校		出水市境町1286	168	115				
28	内野々下	45	115		出水市		NTTビル	出水市昭和町43-24	216	104	高尾野小学校	①県道374→県道369→国道447 ②県道374→県道369→国道447→広域農道→国道3	
				市民交流センター			出水市本町7-6	166	142				
28	内野々下	45	115	切通小学校	出水市境町1286	168	115	高尾野小学校	①県道374→県道369→国道447 ②県道374→県道369→国道447→広域農道→国道3				

人口：平成25年4月1日現在

地域	番号	自治会名	世帯数	人口	避難場所				集合場所	避難経路										
					市名	施設名	施設住所	収容数	施設計		(自家用車、乗合による移動者を除く。)									
高尾野	29	石坂	91	205	水俣市	深川体育館	水俣市中鶴 539-1	210	205	高尾野小学校	①県道374→国道3									
	30	表上	82	215		水俣市	水東小学校	水俣市初野55	370		312	高尾野小学校	②国道3→県道374→ 県道373→国道447→ 国道267→国道268→ 国道3							
	31	昭和	8	17									水俣市	もやい館	水俣市牧ノ内3- 1	192 (300)	192	①県道374→国道3		
	32	鶴里	38	78			水俣市	緑東中学校体育館	水俣市葛渡181		316							311	高尾野小学校	②県道374→県道373 →国道447→国道267 →国道268→国道3
	33	松ノ元	1	2										水俣市	(旧)第3中学校体育館	水俣市平町2- 7-1	444			426
	34	下高尾野上	85	192				水俣市	総合体育館		水俣市中央公 園1							1,000		
	35	下高尾野下	130	311											水俣市	水俣高校第二体育館	水俣市南福寺 6-1			49 (286)
36	唐笠木	160	426	水俣市	5区公民館	水俣市旭町2- 56-5	20	167	下水流農業者 トレーニングセンター											
計	36自治会	3,478	8,369							水俣市	西生院	水俣市旭町1- 2-22	30	753		下水流農業者 トレーニングセンター				
計	4自治会	810	2,019	水俣市	市公民館分館	水俣市洗切町 1-1	37 (300)	167	下水流農業者 トレーニングセンター											
1	上水流	442	1099							水俣市	第一小学校体育館	水俣市陣内1- 1-2	30 (342)	167	下水流農業者 トレーニングセンター					
2	ウッドタウン	51	167	水俣市	もやい館	水俣市牧ノ内3- 1	100 (300)	753	下水流農業者 トレーニングセンター											
3	星原	28	66							水俣市	総合体育館(南部館)	水俣市袋933外	400	753	下水流農業者 トレーニングセンター					
4	西水流	289	687	水俣市	袋小中学校体育館	水俣市袋1403- 2	368	753	下水流農業者 トレーニングセンター											
計	4自治会	810	2,019							水俣市	総合体育館	水俣市袋933外	400	753	下水流農業者 トレーニングセンター					
1	旧番所	26	59	水俣市	石坂川体育館	水俣市石坂川 113	194	117	江内中学校							①県道367→国道3→ 国道268→県道15				
2	冷筋	9	14							水俣市	葛彩館	水俣市葛渡67- 1	126	154	江内中学校	②県道367→国道3号 →県道374→県道373 →県道372→国道447 →国道267→国道268				
3	上冷筋	19	44	水俣市	桜野集会所	水俣市薄原276	26	61	江内中学校							①県道367→国道3→国道 268→県道15				
4	荒崎	73	154							水俣市	石坂川集会所	水俣市石坂川 819-1	46	61	江内中学校	②県道367→国道3号→ 国道374→県道373→ 国道372→国道447→ 国道267→国道268				
5	上浦窪	23	61	水俣市	湯の鶴温泉 保健センター	水俣市湯出 1532-2	50	50	江内中学校							①県道367→国道3→ 国道117				
6	段	34	70							水俣市	湯出小学校体育館	水俣市湯出 1641	20 (240) 190 (240)	210	江内中学校	②県道367→国道3→ 県道373→国道372→ 国道447→国道117				
7	連尺野	83	190	水俣市	久木野小学校体育館	水俣市久木野 1117	268	324	江内カントリーコア							①県道367→国道3→ 国道268→国道15				
8	木牟礼	54	156							水俣市	23区集会所	水俣市久木野 1041-1	66	54	江内カントリーコア	②県道367→国道3号→ 国道374→国道447→ 国道267→国道268→ 国道15				
9	木串	76	168	水俣市	おれんじ館	水俣市月浦 195-2	50	54	江内カントリーコア							①県道367→国道3				
10	南方	22	54							水俣市	水俣高校第二体育館	水俣市南福寺 6-1	235 (286)	235	江内カントリーコア	②県道367→国道3→ 県道374→県道373→ 国道372→国道447→ 国道267→国道268→ 国道3				
11	浦窪	99	235	水俣市	第2中学校体育館	水俣市塩浜町 3-1	470	443	江内カントリーコア											
12	小島	62	166							水俣市	第2中学校体育館	水俣市塩浜町 3-1	470	443	江内カントリーコア					
13	西下り松	57	132	水俣市	第2中学校体育館	水俣市塩浜町 3-1	470	443	江内カントリーコア											
14	東下り松	61	145							水俣市	第2中学校体育館	水俣市塩浜町 3-1	470	443	江内カントリーコア					
計	14自治会	698	1,648	水俣市	第2中学校体育館	水俣市塩浜町 3-1	470	443	江内カントリーコア											
合計	54自治会	4,986	12,036							水俣市	第2中学校体育館	水俣市塩浜町 3-1	470	443	江内カントリーコア					

人口：平成25年4月1日現在

# 《野田地域》

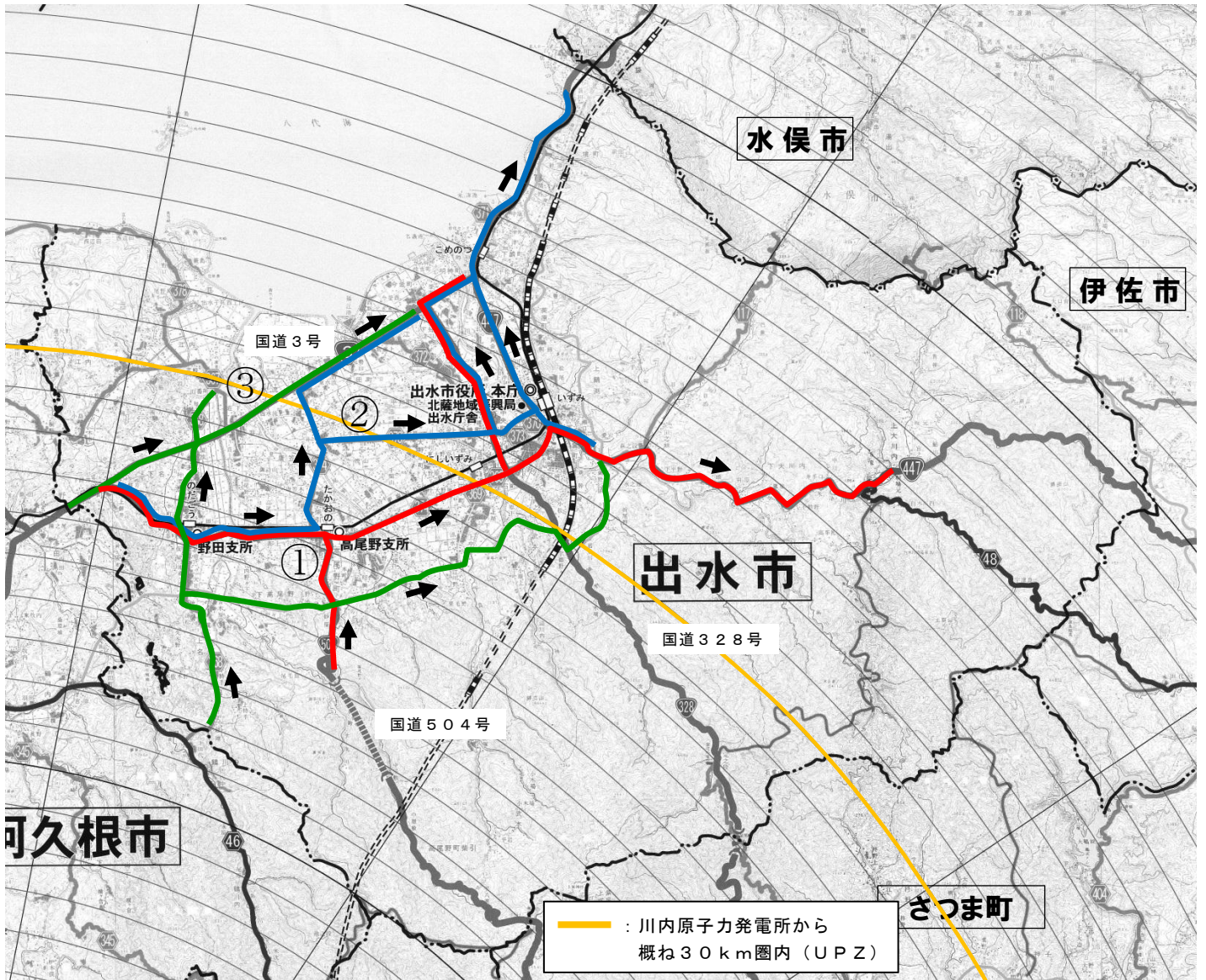
地域	番号	自治会名	世帯数	人口	避難場所				集合場所	避難経路												
					市名	施設名	施設住所	収容数	施設計		(自家用車、乗合による移動者を除く。)											
野田	1	尾毛無	2	4	出水市	NTTビル	出水市昭和町	216	87	野田保健センター	①国道504→県道374→県道369→国道447 ②国道504→県道374→県道373→県道372→国道447 ①県道368→国道3 ②国道504→県道374→県道369→国道328→国道3											
	2	籠土山	33	83			43-24	東出水小学校	出水市上鯖淵			228	201									
	3	青木原	46	109		1866	米ノ津中学校		出水市明神町			290	296									
	4	野角	45	92		米ノ津小学校			出水市下知識			306	297									
	5	上特手	42	93					米ノ津農村環境改善センター			出水市境町912	234	176								
	6	下特手	37	81								米ノ津東小学校	出水市下鯖町	330	284							
	7	越地	20	40									出水商業高校	出水市明神町	387	331						
	8	川平	21	48										大川内農業者トレーニングセンター	出水市上大川	168	119					
	9	久木野	14	34											大川内小学校	出水市上大川	163	271				
	10	大久	33	64												大川内中学校	出水市下大川	171	89			
	11	太丸	30	55													上場小学校	出水市上大川	116	89		
	12	涼松	29	65														屋内ゲートボール場	出水市中央町	395	293	
	13	愛日	22	42															中央公民館	出水市中央町	261	220
	14	大日	31	71																総合体育館	出水市文化町	596
	15	天神	73	176						総合武道館	出水市文化町										229	228
	16	地藏	98	284				野田農村環境改善センター			出水市中央町										229	228
	17	仮屋	145	331			野田小学校				出水市中央町										198	293
	18	加治屋町	58	119		野田小学校					出水市上大川										168	119
	19	別府	114	271					野田小学校		出水市上大川										163	271
	20	町	46	89							野田小学校	出水市上大川									116	89
	21	春町	44	125								野田小学校	出水市上大川								116	89
	22	西通	54	103									野田小学校	出水市上大川							116	89
	23	仲町	36	65										野田小学校	出水市上大川						116	89
	24	岩元	76	173											野田小学校	出水市上大川					116	89
	25	女子高	47	47												野田小学校	出水市上大川				116	89
	26	白梅寮	47	47													野田小学校	出水市上大川			116	89
	27	本町	81	153														野田小学校	出水市上大川		116	89
	28	八幡	127	293															野田小学校	出水市上大川	116	89
	29	瀬戸	43	98						野田小学校										出水市上大川	116	89
	30	田多園	74	149				野田小学校												出水市上大川	116	89
	31	上田多園	44	79			野田小学校													出水市上大川	116	89
	32	中郡	120	292		野田小学校														出水市上大川	116	89
	33	屋地	113	226					野田小学校											出水市上大川	116	89
	34	旭	42	105							野田小学校									出水市上大川	116	89
	35	上餅井	62	136								野田小学校								出水市上大川	116	89
36	下餅井	72	167	野田小学校	出水市上大川								116							89		
計	35自治会	1,974	4,362		水俣市								第1中学校体育館	水俣市古城1-14-1						358	292	屋地自治公民館
合計	35自治会	1,974	4,362										武道館	水俣市八幡町3-9-2	400					331		
													第2小学校体育館	水俣市栄町1-2-1	354	303						

人口：平成25年4月1日現在

## 【避難先ごとの避難経路】

### 1 出水市内30km圏外

#### (1) 出水市内30km圏外への避難経路

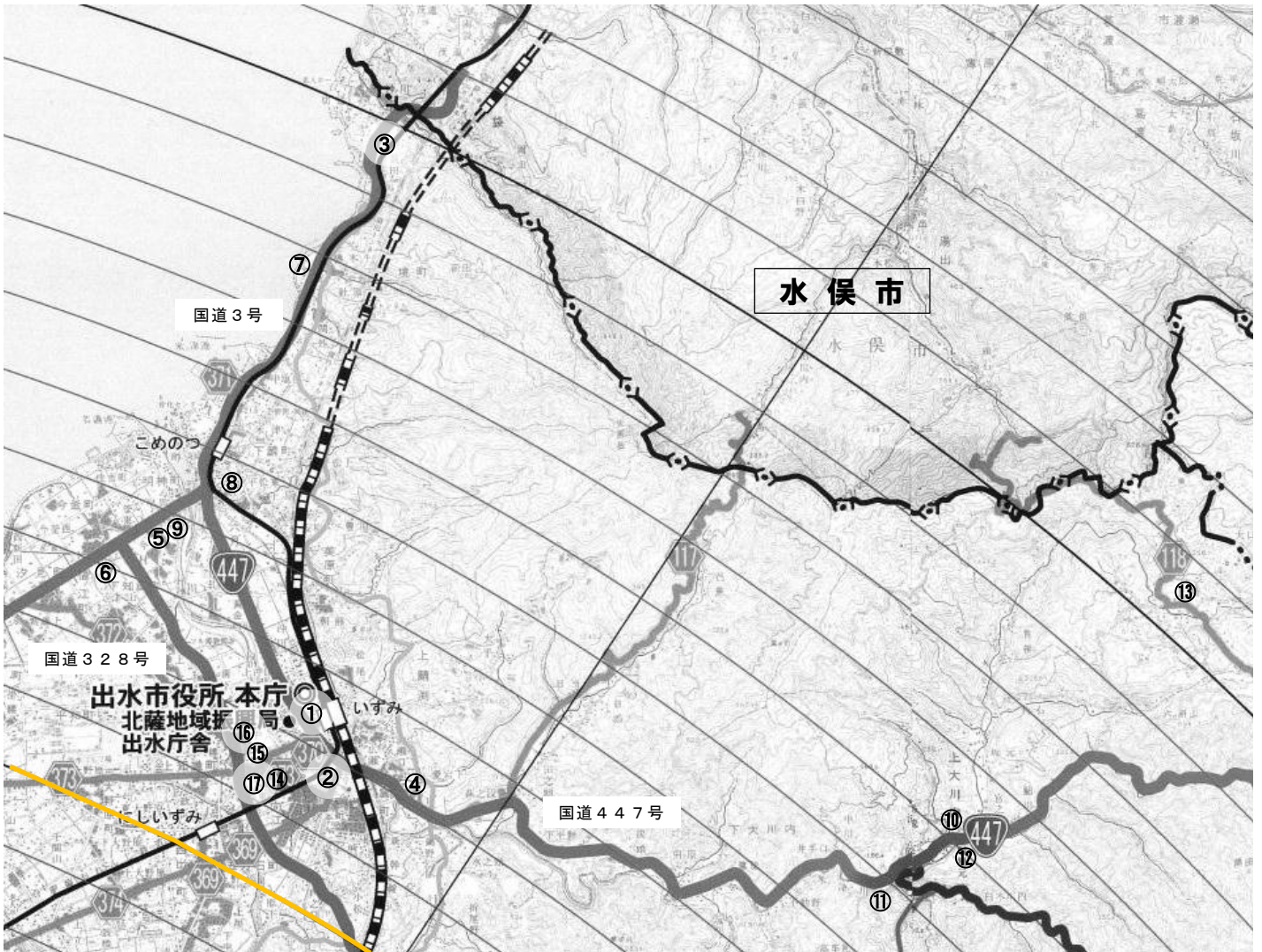


※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

#### 《出水市内30km圏外への主要な避難経路》

- ① (赤線) 国道504号 → 県道374号 → 県道369号 → 国道447号  
↳ 国道328号 → 国道3号
- ② (青線) 国道504号 → 県道374号 → 県道373号 → 県道372号 → 国道447号  
↳ 国道3号      ↳ 国道328号 → 国道3号
- ③ (緑線) 県道368号 → 国道3号  
↳ 広域農道 → 国道447号

(2) 出水市内30km圏外の避難所



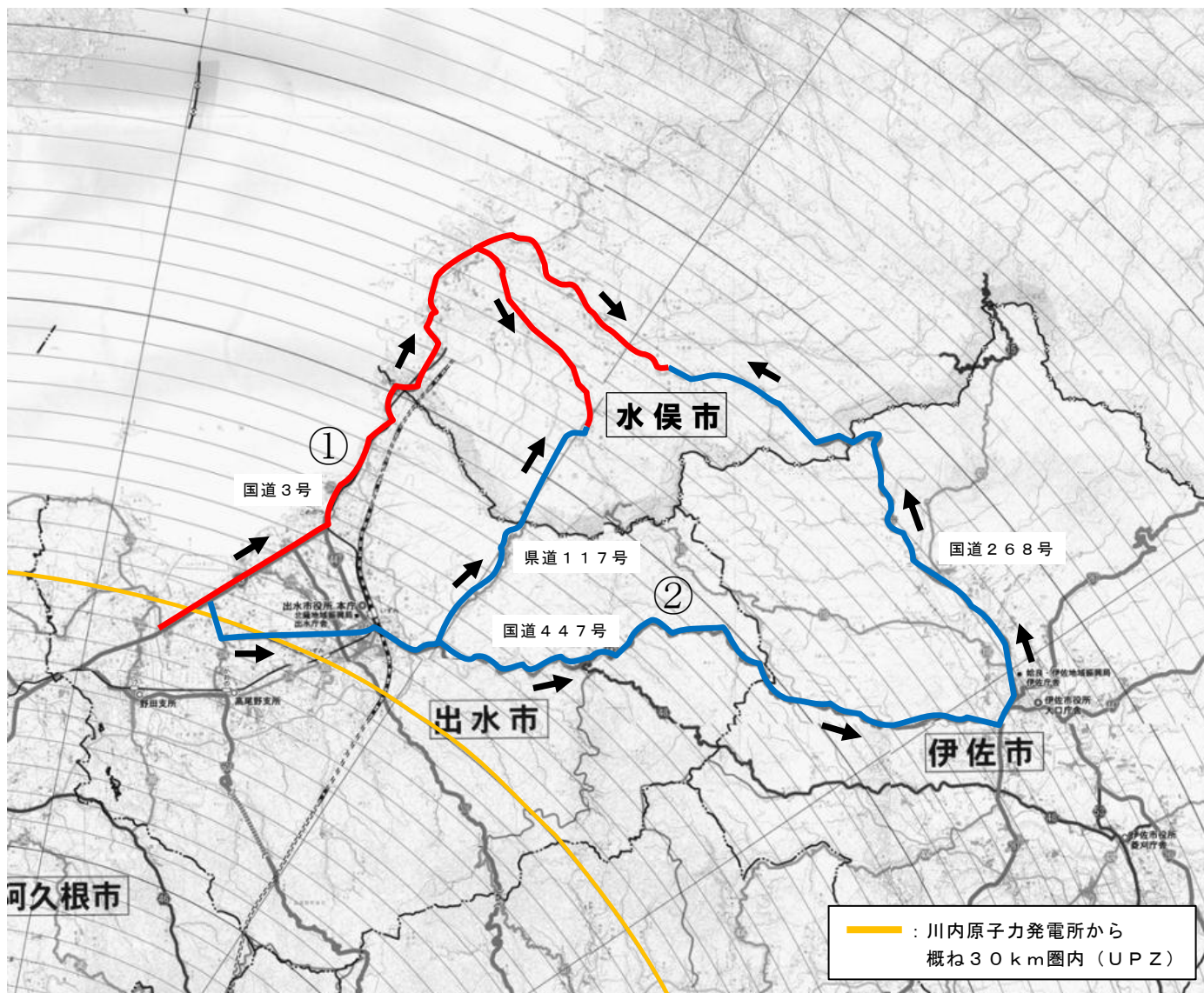
※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

— : 川内原子力発電所から  
概ね30km圏内 (UPZ)

出水市内30km圏外避難所			
番号	施設名	施設住所	収容数
①	NTTビル	出水市昭和町43-24	216
②	市民交流センター	出水市本町7-6	166
③	切通小学校	出水市境町1286	168
④	東出水小学校	出水市上鱈淵1866	228
⑤	米ノ津中学校	出水市明神町100	290
⑥	米ノ津小学校	出水市下知識町1584	306
⑦	米ノ津農村環境改善センター	出水市境町912	234
⑧	米ノ津東小学校	出水市下鱈町584	330
⑨	出水商業高校	出水市明神町200	387
⑩	大川内農業者Eラーニングセンター	出水市上大川内807-1	168
⑪	大川内小学校	出水市下大川内3915-1	163
⑫	大川内中学校	出水市上大川内823	171
⑬	上場小学校	出水市上大川内2580-27	116
⑭	屋内ゲートボール場	出水市中央町198	395
⑮	中央公民館	出水市文化町23	261
⑯	総合体育館	出水市文化町22	596
⑰	総合武道館	出水市中央町29	229

## 2 水俣市

### (1) 水俣市への避難経路（出水市→水俣市）



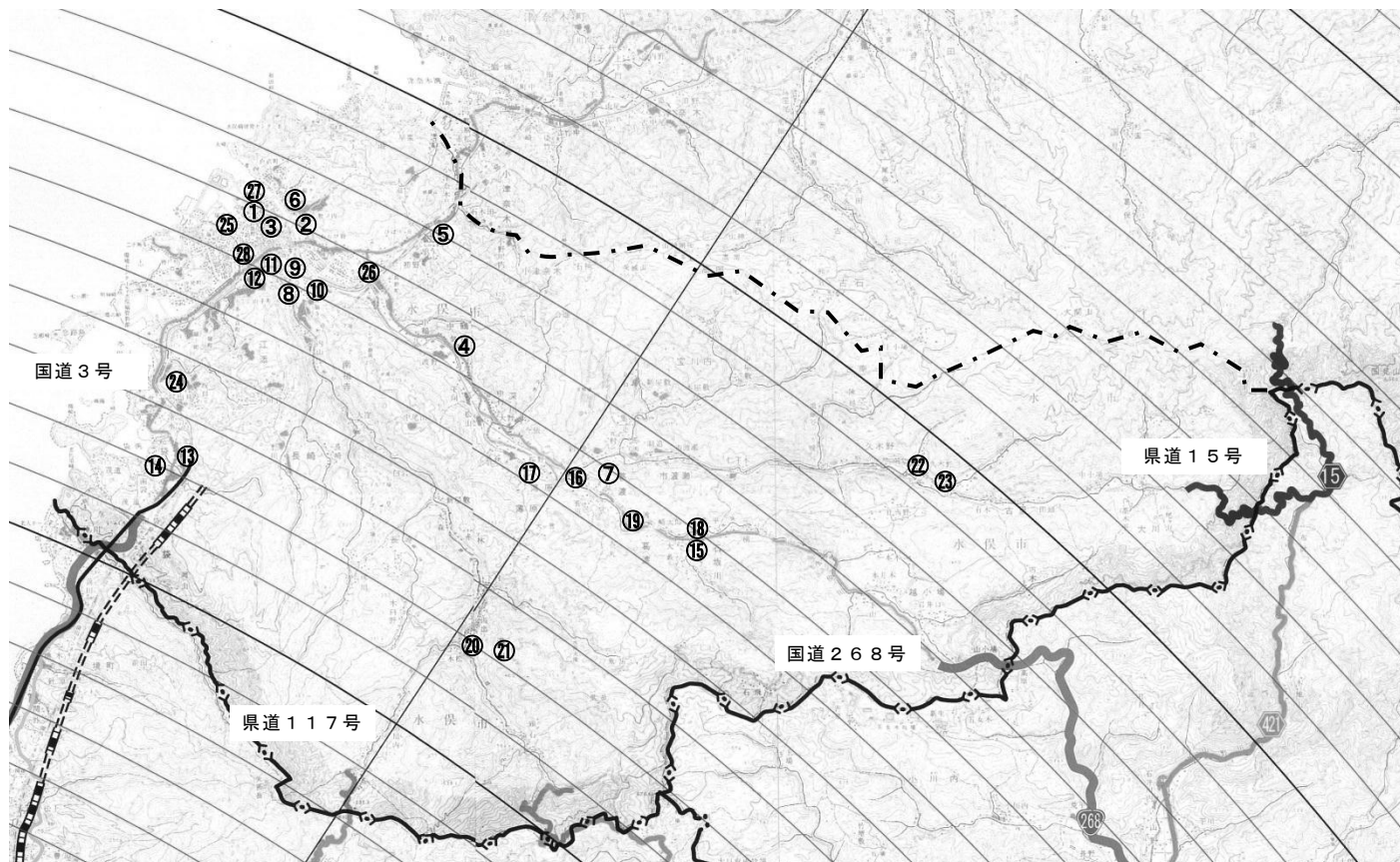
《水俣市への主要な避難経路》

— ① (赤線) 国道3号

— ② (青線) 県道374号 → 県道374号 → 県道369号 → 国道447号 → 県道117号

↘ 国道267号 → 国道268号

## (2) 水俣市の避難所



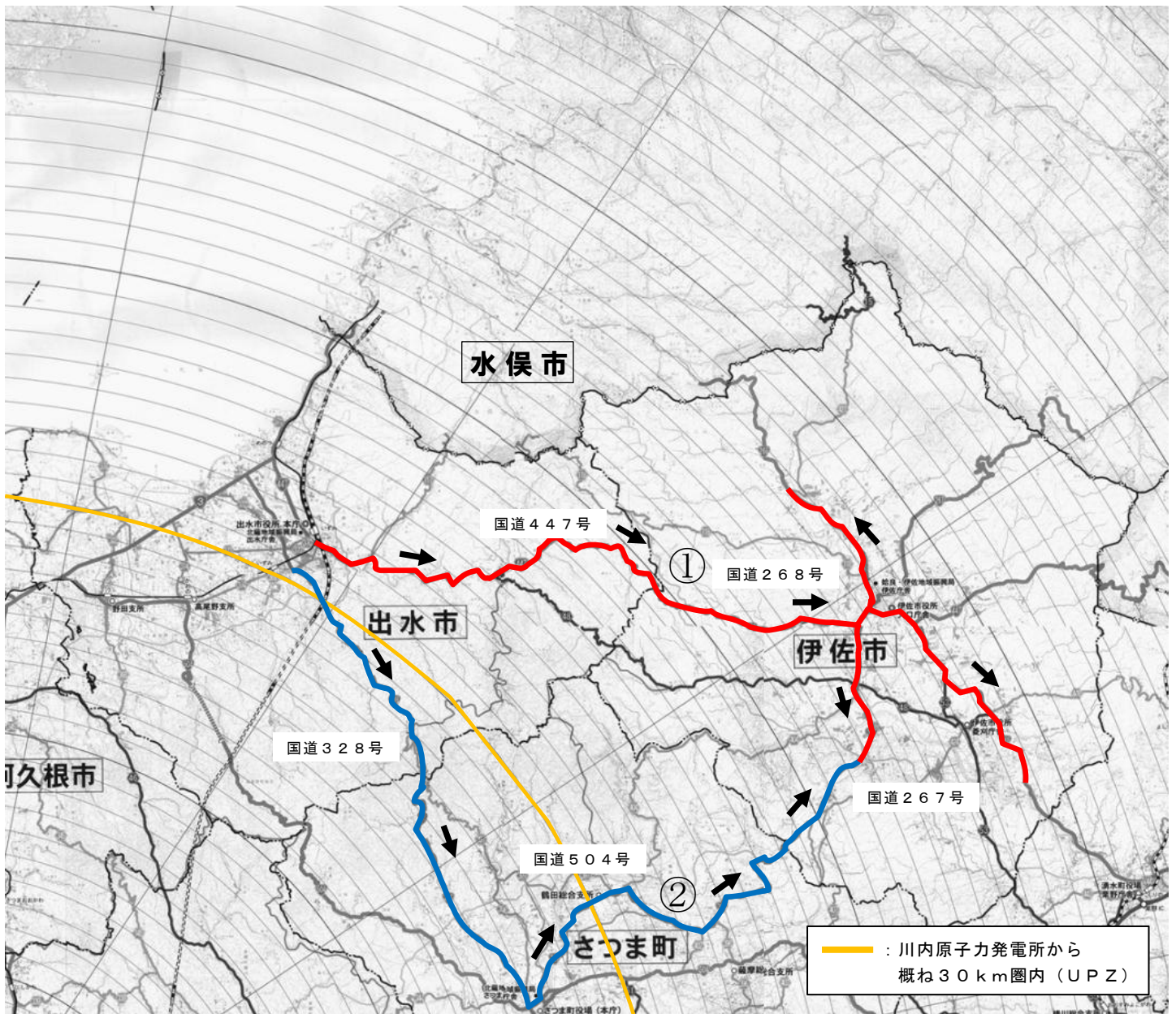
※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

水俣市避難所			
番号	施設名	施設住所	収容数
①	市公民館分館	水俣市洗切町1-1	300
②	第一小学校体育館	水俣市陣内1-1-2	342
③	市公民館	水俣市浜町2-10-26	100
④	深川体育館	水俣市中鶴539-1	210
⑤	水東小学校	水俣市初野55	370
⑥	もやい館	水俣市牧ノ内3-1	300
⑦	緑東中学校体育館	水俣市葛渡181	316
⑧	(旧)第3中学校体育館	水俣市平町2-7-1	444
⑨	市総合体育館	水俣市中央公園1	1,000
⑩	水俣高校第二体育館	水俣市南福寺6-1	286
⑪	5区公民館	水俣市旭町2-56-5	20
⑫	西生院	水俣市旭町1-2-22	30
⑬	市総合体育館(南部館)	水俣市袋933外	400
⑭	袋小中学校体育館	水俣市袋1403-2	368
⑮	石坂川体育館	水俣市石坂川113	194
⑯	葛彩館	水俣市葛渡67-1	126
⑰	桜野集会所	水俣市薄原276	26
⑱	石坂川集会所	水俣市石坂川819-1	46
⑲	葛渡集会所	水俣市葛渡579-3	24
⑳	湯の鶴温泉健康センター	水俣市湯出1532-2	50
㉑	湯出小学校体育館	水俣市湯出1641	240
㉒	久木野小学校体育館	水俣市久木野1117	268
㉓	23区集会所	水俣市久木野1041-1	66
㉔	おれんじ館	水俣市月浦195-2	50
㉕	第2中学校体育館	水俣市塩浜町3-1	470
㉖	第1中学校体育館	水俣市古城1-14-1	358
㉗	武道館	水俣市八幡町3-9-2	400
㉘	第2小学校体育館	水俣市栄町1-2-1	354



### 3 伊佐市

#### (1) 伊佐市への避難経路（出水市→伊佐市）



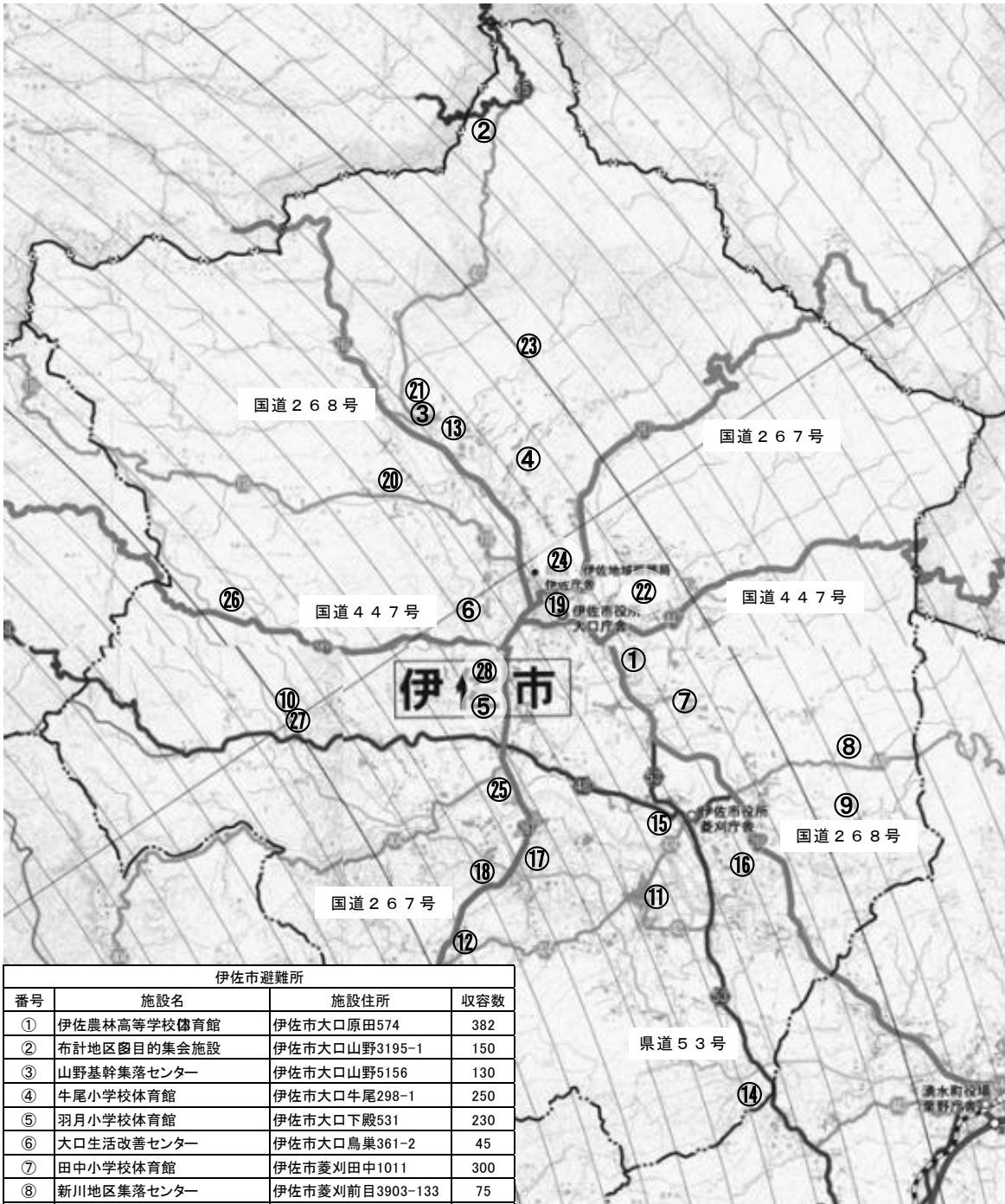
※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

#### 《伊佐市への主要な避難経路》

①（赤線）国道447号 → 国道267号 → 国道268号

②（青線）国道328号 → 国道504号 → 国道267号 → 国道447号 → 国道268号

## (2) 伊佐市の避難所

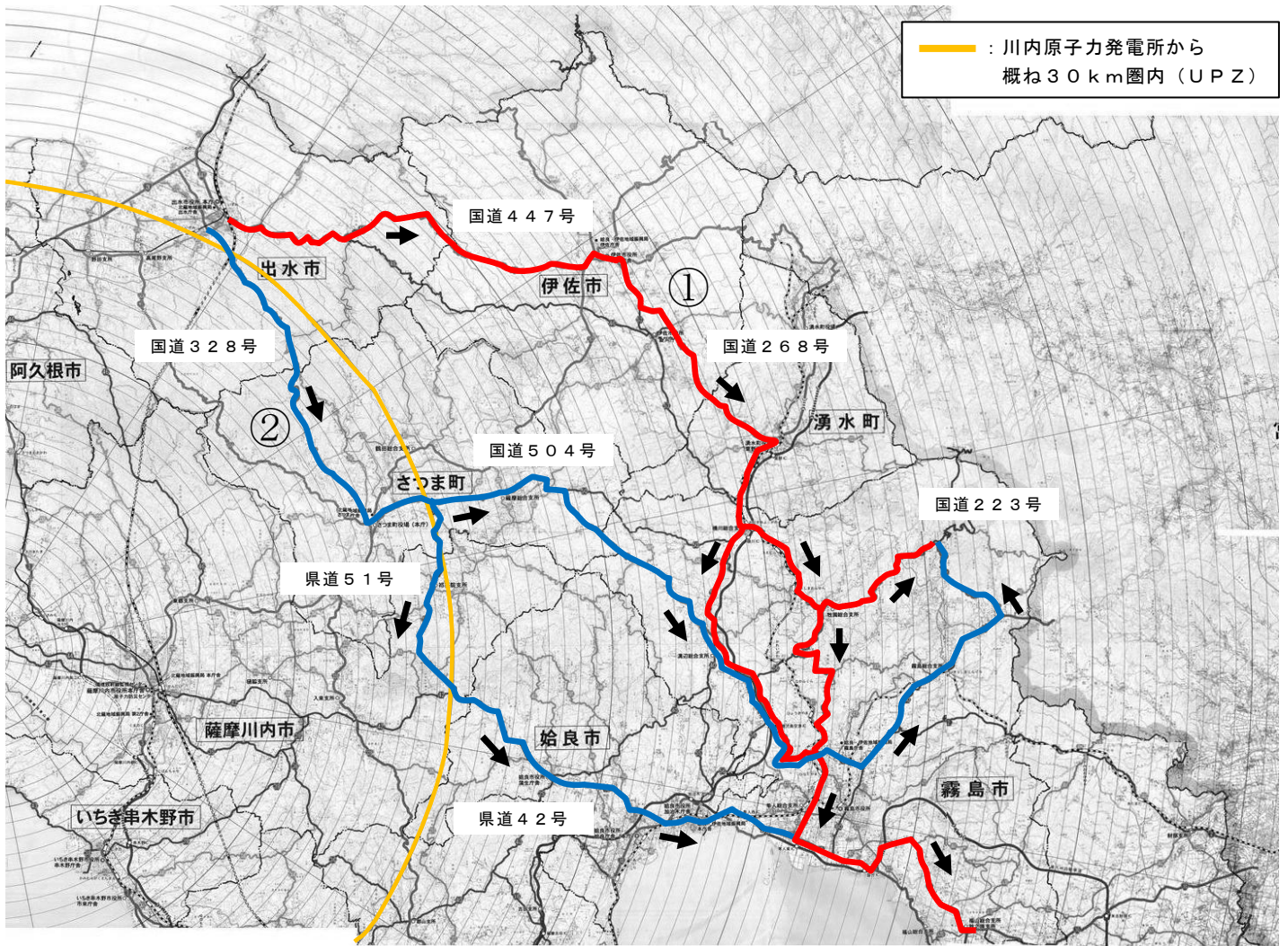


伊佐市避難所			
番号	施設名	施設住所	収容数
①	伊佐農林高等学校体育館	伊佐市大口原田574	382
②	布計地区窓目の集会施設	伊佐市大口山野3195-1	150
③	山野基幹集落センター	伊佐市大口山野5156	130
④	牛尾小学校体育館	伊佐市大口牛尾298-1	250
⑤	羽月小学校体育館	伊佐市大口下殿531	230
⑥	大口生活改善センター	伊佐市大口鳥巢361-2	45
⑦	田中小学校体育館	伊佐市菱刈田中1011	300
⑧	新川地区集落センター	伊佐市菱刈前目3903-133	75
⑨	菱刈ひまわり館	伊佐市菱刈前目3650-34	75
⑩	羽月西小学校体育館	伊佐市大口田代277-2	150
⑪	本城小学校体育館	伊佐市菱刈南浦3449	300
⑫	針持青少年センター	伊佐市大口針持4275-2	40
⑬	山野中学校体育館	伊佐市大口小木原2032	330
⑭	南永小学校体育館	伊佐市菱刈南浦1002-5	180
⑮	まごし館	伊佐市菱刈前目711-1	240
⑯	菱刈人権文化センター	伊佐市菱刈前目3133	90
⑰	曾木小学校体育館	伊佐市大口曾木1753	200
⑱	西太郎地区コミュニティセンター	伊佐市大口曾木3164-2	100
⑲	大口元気こころ館	伊佐市大口里3054-1	240
⑳	平出水小学校体育館	伊佐市大口平出水901	180
㉑	山野小学校体育館	伊佐市大口山野4334	200
㉒	大口東小学校体育館	伊佐市大口目丸1286-2	200
㉓	十曾フレンドハウス	伊佐市大口小木原688	100
㉔	大口高等学校体育館	伊佐市大口里2670	713
㉕	大口南中学校体育館	伊佐市大口下殿1678-10	300
㉖	羽月北小学校体育館	伊佐市大口白木1354-37	200
㉗	羽月西青少年センター	伊佐市大口田代277-10	50
㉘	羽月地区公民館	伊佐市大口下殿556	150

※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

## 4 霧島市

### (1) 霧島市への避難経路（出水市→霧島市）

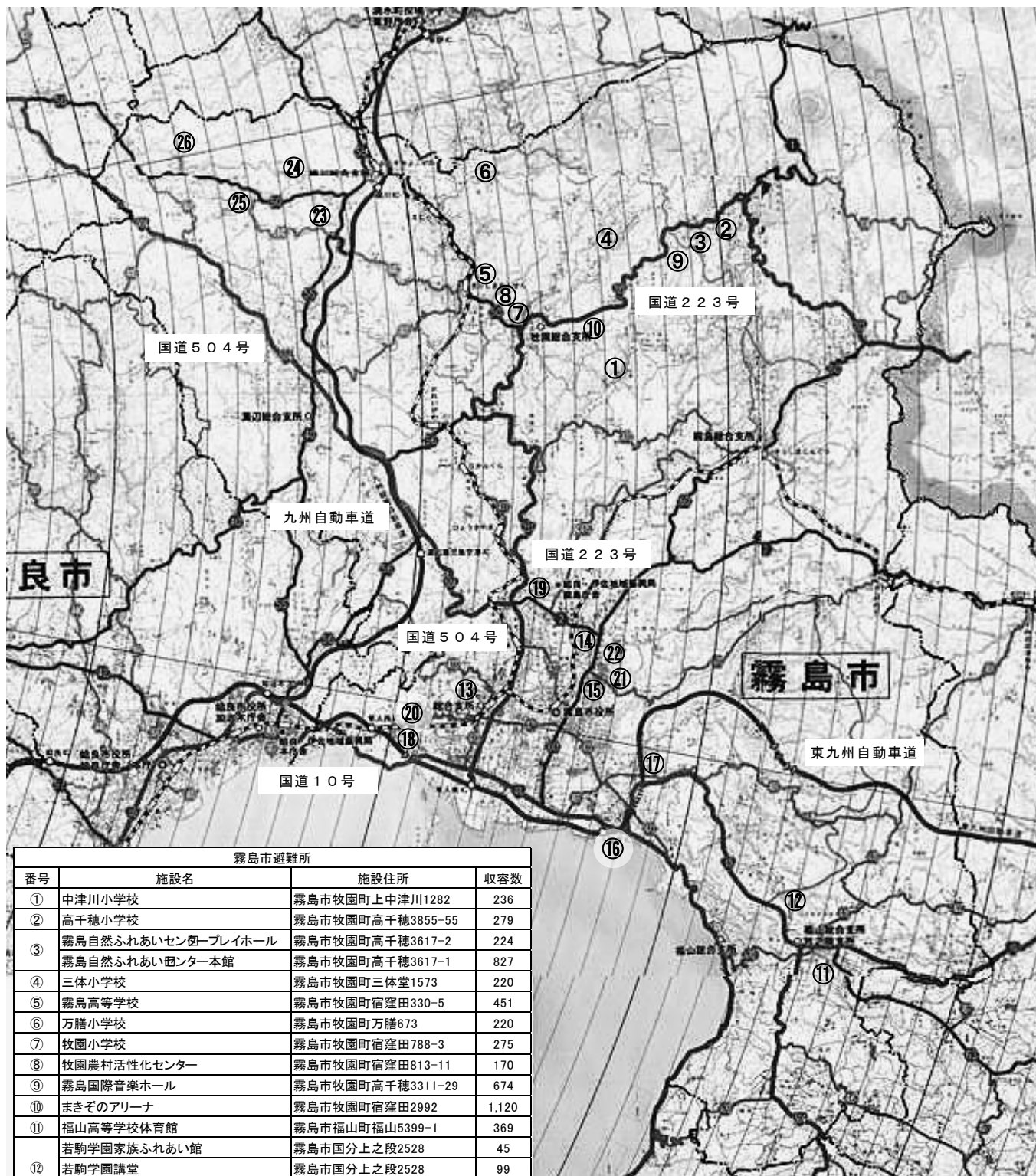


※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

#### 《霧島市への主要な避難経路》

- ① (赤線) 国道447号 → 国道267号 → 国道268号 → 県道55号 → 県道50号 → 国道223号  
 → 国道10号
- ② (青線) 国道328号 → 国道504号 → 県道2号 → 県道60号  
 ↘ 県道51号 → 県道42号 → 国道10号

## (2) 霧島市の避難所



霧島市避難所			
番号	施設名	施設住所	収容数
①	中津川小学校	霧島市牧園町上中津川1282	236
②	高千穂小学校	霧島市牧園町高千穂3855-55	279
③	霧島自然ふれあいセンタープレイホール	霧島市牧園町高千穂3617-2	224
③	霧島自然ふれあいセンター本館	霧島市牧園町高千穂3617-1	827
④	三体小学校	霧島市牧園町三体堂1573	220
⑤	霧島高等学校	霧島市牧園町宿窪田330-5	451
⑥	万膳小学校	霧島市牧園町万膳673	220
⑦	牧園小学校	霧島市牧園町宿窪田788-3	275
⑧	牧園農村活性化センター	霧島市牧園町宿窪田813-11	170
⑨	霧島国際音楽ホール	霧島市牧園町高千穂3311-29	674
⑩	まきそのアリーナ	霧島市牧園町宿窪田2992	1,120
⑪	福山高等学校体育館	霧島市福山町福山5399-1	369
⑪	若駒学園家族ふれあい館	霧島市国分上之段2528	45
⑪	若駒学園講堂	霧島市国分上之段2528	99
⑪	若駒学園体育館	霧島市国分上之段2528	225
⑬	隼人工業高等学校体育館	霧島市隼人町内山田1-6-20	526
⑭	いきいき国分交流センター	霧島市国分重久19	247
⑮	国分ふれあいの郷	霧島市国分中央1-23-7	143
⑯	国分海浜公園	霧島市国分下井2512	341
⑰	川内地区コミュニティセンター	霧島市国分川内587-1	45
⑱	工業技術センター	霧島市隼人町小田1445-1	160
⑲	あいら農業協同組合事務所	霧島市隼人町西光寺521-1	96
⑳	小野地区公民館	霧島市隼人町小田2468-3	77
㉑	国分高等学校	霧島市国分中央2-8-1	627
㉒	清水公民館	霧島市国分清水2-24-19-8	81
㉓	横川農業交流センター	霧島市横川町上ノ3590-9	126
㉔	横川上小脇活性化センター	霧島市横川町上ノB3-2	27
㉕	柴尾田活性化センター	霧島市横川町上ノB755-5	23
㉖	山ヶ野ふれあい交流館	霧島市横川町上ノB76	27

※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

## 【集合場所】

バス等避難時の集合場所（出水市内）



※ 鹿児島県作成「川内原子力発電所防災地図」引用

出水市内集合場所		
番号	施設名	施設住所
㊦	出水小学校	出水市麓町9-13
①	江川野自治公民館	出水市武本
㊧	西出水小学校	出水市西出水町1045
㊨	高齢者ふれあいセンター	出水市平和町72
㊩	荘運動場	出水市荘
㊪	たかおの交流館	出水市高尾野町大久保3719
㊫	野平自治公民館	出水市高尾野町大久保
㊬	高尾野老人福祉センター	出水市高尾野町大久保16-1
㊭	高尾野中学校	出水市高尾野町柴引2143
㊮	高尾野小学校	出水市高尾野町柴引1559
㊯	下水流小学校	出水市高尾野町下水流3164-7
㊰	下水流農業者トレーニングセンター	出水市高尾野町下水流3164-15
㊱	江内中学校	出水市高尾野町江内3200
㊲	江内カントリーコア	出水市高尾野町江内3377
㊳	野田保健センター	出水市野田町上名6031
㊴	野田小学校	出水市野田町上名375
㊵	野田農村環境改善センター	出水市野田町上名6113
㊶	屋地自治公民館	出水市野田町下名

## 第2節 輸送計画

### 1 避難の方法

#### (1) 避難の手段

避難の際は、原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両による避難が困難な住民については、近所の住民との乗り合い又は集合場所に参集し、市等の準備したバス等により避難を行う。

#### (2) 避難車両の手配

避難車両が不足する場合には、市は県を通じて、県バス協会、自衛隊等に要請し、手配した車両により避難を行う。さらに避難車両が必要な場合については国へ要請するものとする。

#### (3) 避難状況の確認

市は、避難勧告又は避難指示等の命令を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

## 第3節 避難の誘導・避難状況の確認等

避難対象地域における住民避難の誘導方法や避難完了の確認方法については、次のとおり行うものとする。

### 1 交通規制の確認等

市は、避難誘導に当たり、警察と避難の対象となる地域を確認するとともに、交通規制を実施する場所、時間帯等を協議の上、実施するものとする。

### 2 広報等

避難の広報は、第3章に掲げる手法により実施する。

### 3 避難状況の確認

#### (1) 現地災害対策本部、総務対策部、民生対策部、消防対策部

自主防災組織と連携し、避難のために手配したバス等に乗車した住民の世帯構成や氏名等を確認するとともに、自家用車両で避難した住民等の確認に努めるものとする。

また、避難対象地域の戸別訪問により、避難の状況を確認する。

#### (2) 総務対策部、民生対策部

避難所に受け入れた避難者を避難者名簿に記録する。

また、自家用車両で避難計画外の避難先（親戚、知人宅等）に避難する避難者の避難先、世帯数、氏名、連絡先等について、自治会長等と連携し、その把握に努めるものとする。

### 4 報告

現地災害対策本部、総務対策部、民生対策部及び消防対策部は、避難者と作成した名簿との確認を行い、避難

が完了したと判断した場合は、その旨を市災害対策本部に報告するものとする。

市災害対策本部は、避難完了の報告を受けた場合は、その旨を速やかに県及び警察等に連絡するとともに、避難が完了しない地域の情報についても適宜報告する。

## 第5章 災害時要援護者等への対応

### 第1節 施設入所者への対応

施設管理者は、あらかじめ策定した避難計画に基づき、施設入所者等を避難させるものとする。  
また、入所者等の避難が完了した場合は、県及び市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。  
なお、国等で検討されている事項等を踏まえ、今後、整理を行うものとする。

### 第2節 在宅災害時要援護者への対応

在宅の災害時要援護者については、出水市災害時要援護者避難支援プランに基づき、避難支援者、地元自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、避難誘導や搬送を実施するものとする。

### 第3節 外国人に対する避難支援

日本語が十分理解できない外国人の避難誘導については、身ぶり手ぶりなど、様々な手段を講じてコミュニケーション等を図るなど、孤立させないよう配慮する必要がある。

また、市は、事故の情報、放射性物質の拡散状況等を的確に伝えるため、多言語による情報提供に努めるものとする。

### 第4節 一時滞在者に対する避難支援

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、的確な情報提供を行うとともに、早期の帰宅等を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、避難所等への避難を促すものとする。

### 第5節 学校等施設における対応

学校等施設の管理者は、生徒等の在校中に原子力災害が発生し、避難の勧告や避難指示等が発令された場合は、あらかじめ学校等で定めたルールに基づき、生徒等を保護者へ引き渡すものとする。

また、保護者に引き渡した場合は、市災害対策本部に対し速やかにその旨を連絡するものとする。



## 第6章 避難所等における医療体制

### 第1節 緊急被ばく医療

市は、県等と連携し避難者を対象に、スクリーニング、ふき取り等の簡易除染、指定された被ばく医療機関等への搬送等を行う。

また、市は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれが生じた場合、医療関係者の指導のもと、安定ヨウ素剤の服用が適時かつ円滑に行えるよう、あらかじめ体制整備に努めるものとする。

#### 【スクリーニングとは】

放射線測定器を使用して、身体の表面における放射性物質の付着の有無を確認すること。

#### 【スクリーニング会場】

スクリーニング会場は、救護所で行うものとする。

#### 【安定ヨウ素剤の服用】

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると甲状腺に集積し、数年から十数年後に甲状腺ガン等を発症させる可能性があることから、「原子力災害対策指針」に定める指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、内部被ばくを低減させるため、避難に合せて安定ヨウ素剤の服用を指示する場合がある。

しかし、安定ヨウ素剤の効果は、服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、国又は市等の指示に従って適切に服用する必要がある。

#### 【県内の被ばく医療機関】

医療機関名	所在地	電話番号
鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	099-275-5111

### 第2節 避難者の健康管理

市は、避難者に対し、放射線による被ばくや放射性物質による汚染、健康に及ぼす影響、生活環境の変化等による不安などに対応するため、県と連携し、必要に応じて、救護所等の設置、医師、看護師、保健師、管理栄養士等による巡回健康相談等を実施するものとする。